

山江村 P T A 連絡協議会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、山江村 P T A 連絡協議会という。
- 第 2 条 この会の事務局は、会長の所在校に置く。
- 第 3 条 この会は、村内の各学校の P T A 会長、副会長及び校長、教頭、社教担当及び母親部長代表で構成する。
- 第 4 条 この会は、村内 P T A 相互の連携を図り、教育振興に貢献することを目的とする。
- 第 5 条 この会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。
- (1) 各単位 P T A 役員の研修を行う。
 - (2) 各単位 P T A の会員の研修を行う。
 - (3) 村内児童生徒の生徒指導に関すること。
 - (4) 学校・P T A・村との連絡調整に関すること。

第 2 章 機 関

- 第 6 条 この会に、次の機関を置く。
- (1) 総 会
 - (2) 理事会
- 第 7 条 総会は、山江村 P T A 連絡協議会の最高機関で、年に 1 回開催する。但し、理事会で必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- 第 8 条 次の事項は、必ず総会に付議しなければならない。
- (1) 基本方針の連絡協議
 - (2) 会則の改正
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 役員の選出
- 第 9 条 理事会は、各学校 P T A 会長、副会長、教頭、社教担当で構成される。
- 第 10 条 理事会は、必要に応じ次のことを協議する。
- (1) 総会に提出する議案の作成。
 - (2) 総会の委任を受けた事項。
 - (3) その他理事会が必要と認めた事項。
 - (4) 役員の補充及び選出。
- 第 11 条 この協議会のすべての会議は会長がこれを招集し、総会及び理事会は構成員の 3 分の 2 以上で成立する。

第 3 章 役 職 員

- 第 12 条 この協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 2 名
 - (3) 書記 3 名
 - (4) 監査 3 名
 - (5) 事務局 3 名
 - (6) 社教担当
 - (7) 顧問
- 第 13 条 この会の会長、副会長、監査は総会において選出する。但し、事務局長は会長が委嘱する。
- 第 14 条 この会の役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。欠員の補充で就任した任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 15 条 会長はこの会を代表し、会を掌理する。副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは職務を代行する。事務局長は会長の命を受け、会の事務及び会計を担当する。監査は、会の会計を監査し、総会に報告する。

第 4 章 会 計

- 第 16 条 この会の経費は、各 P T A の負担金・寄付金及び村補助金をもってこれに当てる。
- 第 17 条 各 P T A の負担金は、児童生徒一人あたり 1 0 0 円とする。
- 第 18 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。
- 付 則
- (1) 平成元年 6 月 1 7 日から施行の「山江村 P T A 連絡協議会会則」はこれを廃止する。
 - (2) この会則は、平成 8 年 5 月 2 0 日から施行する。
 - (3) この会則は、平成 1 7 年 5 月 3 0 日から施行する。
 - (4) この会則は、平成 2 6 年 5 月 2 日から施行する。
 - (5) この会則は、平成 2 7 年 5 月 1 日から施行する。
 - (6) この会則は、平成 2 8 年 5 月 2 日から施行する。